

## 平成 24 年度 第 1 回高知県特別職報酬等審議会（議事録）

日 時：平成 25 年 1 月 9 日（水）13:15～14:35

場 所：高知県庁第二応接室

出席者：高知県特別職報酬等審議会

野村会長、小川委員、土ヶ内委員、筒井委員、間嶋委員、宮脇委員（欠席：富澤委員）

高知県

小谷総務部長、山本総務部副部長、原行政管理課長、森下職員厚生課長

---

（行政管理課長）

ただ今から、高知県特別職報酬等審議会を始めさせていただきます。

委員の皆様、本日はお忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、この審議会の事務局を務めさせていただいております総務部行政管理課長の原と申します。どうか、よろしく願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、委員の皆様をご紹介させていただきます。お手元に配席図をお配りさせていただいておりますので、私の左手から順番にご紹介をさせていただきます。

### 【委員紹介】

（行政管理課長）

なお、本日、富澤委員さんが所用により欠席となっております。

続きまして、県の執行部を紹介させていただきます。

### 【県執行部紹介】

（行政管理課長）

なお、この審議会は公開の会議となっております。

本日の会のスケジュールをまず簡単にご説明をさせていただきます。

お手元に 1 枚紙で会次第というペーパーがあると思います。それをご覧ください。本日は、開会后、会長の選任を行いまして、会長、副知事、それぞれご挨拶をいただきました後、副知事から会長に諮問をさせていただきます。その後、事務局から資料の説明をさせていただいた後、ご審議をお願いしたいと考えております。

諮問事項について審議が終わりました後、本日 6 番目としまして、検討事項と書かせていただいております。諮問事項ではございませんけれども、検討事項としまして教育長の退職手当について、審議会の皆さんからご意見を賜りたいと考えております。

また、この審議会の議事録につきましては、後日、行政管理課のホームページで公開する予定でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から審議会を開会いたします。まず、議事に入ります前に、会長の選任をお願いしたいと思います。お手元の資料の 3 ページに条例がございまして、条例第 4 条第 1 項にありますように、会長の選任は委員の互選によることとされておりますが、いかがいたしましょうか。

（筒井委員）

野村委員に今回も会長をお願いできたらと思いますけれど、いかがでしょうか。

（各委員）

異義なし。

(行政管理課長)

ありがとうございました。それでは野村委員さんに、会長をお願いしたいと思います。野村委員さん、恐れ入りますが、会長席の方へお移りいただけますでしょうか。

**【会長席へ移動】**

(行政管理課長)

それでは、野村会長さんに一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

(野村会長)

会長に選任いただきました野村でございます。どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様におかれましては、新年を迎えられてお変わりなくお過ごしのことと存じます。

さて、お正月の新聞におきまして、今年は飛躍への挑戦を続けていく年となるという尾崎知事の年頭所感がございました。2期目をむかえ、産業振興計画や中山間地域対策に加えまして、本県を舞台にしたドラマの放送を活かした観光振興、あるいは移住促進など、県勢の浮揚に向けて陣頭指揮をとられております知事から委嘱を受けました私たち7名で、高知県特別職報酬等審議会が設置されることとなりました。知事の諮問に応じまして、これから県議会議員の報酬、知事、副知事の給料、そして退職手当の支給基準につきまして、審議を進めてまいることといたします。なお、今回は特に退職手当の支給基準についての審議がメインとなるように承っております。正月早々でございますが、定例県議会が3月1日に開会予定となっておりますので、そういったこともお含みおきの上、ご審議のほどをよろしくお願ひ申し上げます。

私が会長ということでございますが、皆さん方、各界の代表でございます。各委員さん、賢明な委員の皆様から活発なご意見をいただきまして、また、この審議会が時間も限られております中で、スムーズな運営ができますよう、ご協力をお願いしながら進めてまいりたいと存じます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

(行政管理課長)

ありがとうございました。続きまして、副知事からご挨拶を申し上げます。

(岩城副知事)

委員の皆さん、本当にお忙しい中、この審議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本日、知事は、対話と実行行脚ということで、県下全市町村を順次回っておりまして、今日は中土佐町に1日出向いておりますので、知事に代わりまして、私から一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

委員の皆様方におかれましては、特別職の報酬等をご審議いただきますために、当審議会の委員へのご就任をお願いしましたところ、大変お忙しい方ばかりでございますが、快くお引き受けをいただきまして、誠にありがとうございます。

この審議会は、議会の議員の報酬、また知事、副知事の給料などを決定いたします際に、その適正化を図りますためにご意見をいただきます第三者機関でございまして、今回は、昨年に引き続いての開催ということになります。

既に報道等でお聞きおよびのことと存じますが、昨年11月、国家公務員の退職手当の支給水準を引き下げるための法律が成立いたしまして、本年1月1日から施行されることとなりました。これを受けまして、本県の一般職の職員の退職手当につきましても、国家公務員の措置に準じて引き下げる必要があると判断し、これに係ります改正条例が昨年12月県議会定例会において成立し、3月1日から施行することとしております。

一般職の職員のこうした状況の変化を受けまして、今回は主に特別職の退職手当の支給基準等につきまして、審議会のご意見をいただく必要があると判断し、今回、諮問をさせていただくことといたしました。

どうか、慎重なご審議をいただきまして、適切なお答申を賜りますようお願い申し上げます。非常に簡単で

はございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。  
本日はどうかよろしく願いいたします。

(行政管理課長)

それでは、副知事から会長に諮問をいたします。よろしく願いします。

(岩城副知事)

議会の議員の報酬の額、並びに知事及び副知事の給料の額及び退職手当の支給基準についてご審議いただきたいので、高知県特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき諮問します。

平成25年1月9日 高知県知事 尾崎 正直  
どうかよろしく願いいたします。

(行政管理課長)

ありがとうございました。それでは、副知事はここで退席をさせていただきます。

(岩城副知事)

どうかよろしく願いいたします。

#### 【副知事退席】

(行政管理課長)

それでは、これからの審議の進行を野村会長さんをお願いしたいと思います。よろしく願いします。

(野村会長)

それでは、ただ今から審議に入りたいと思います。進め方等につきまして、事務局の考え方があれば、承りたいと思いますのでお願いいたします。

(行政管理課長)

知事、議員等の報酬等につきましては、いずれも条例で定められておりますことから、この審議会から改定の答申をいただきました場合には、3月1日開会の3月議会へ条例改正を提案する必要があります。このため、これまでも2回目の審議会では結論をいただいているところでございます。

本日は、まず事務局から資料の説明をさせていただきたいと考えております。

(野村会長)

それでは、審議会の開催回数につきましては、ただ今、行政管理課長から説明がありました日程でございますので、次回の審議会には結論を得るようにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

(行政管理課長)

では、お手元の、表紙に「第1回高知県特別職報酬等審議会資料」とあります資料に沿って、ご説明をさせていただきます。目次に、項目が1から16番までございまして、今回、主に退職手当に関してご審議をと副知事からも申し上げましたが、この資料の順番に沿いまして1番から12番までの項目について、まず私から簡単に説明をさせていただきたいと思います。

まず、1ページをご覧ください。

先ほど、副知事から会長にお渡ししました諮問書の写しでございます。

続きまして4ページをご覧ください。

「特別職報酬等の改定状況」となっております。本年1月1日現在で作成をしております。

(1) 本県の状況をご覧くださいと、現在、知事の給料月額が122万円、副知事は94万円となっております。また、議長の報酬月額は90万円、副議長は82万円、議員は77万円となっております。適用年月日は、平成22年4月1日からでございます。昨年、この審議会を開催しましたが、据え置きのお返事をいただいたところでございます。

次に、(2) 全国の状況でございます。この表は、各都道府県の特別職の報酬等の額が、現行の額に改定された年をまとめたものでございます。昨年の審議会以降に改定がありましたのは、下から2行目の平成24年のところに東京、大阪、島根とありまして、平成25年に、これは1月1日適用ですが、鳥取県の改定がありまして、計4団体が改定されております。

次に、5ページをご覧ください。

(3) 四国4県の状況をご覧くださいと、どの職を見ましても、本県が最低の額となっております。

(4) 県内市町村の状況につきましては、34市町村の特別職の報酬等の額が、現行の額に改定された年をまとめたものでございます。

次に、7ページをご覧ください。各都道府県の特別職報酬等の改定状況でございますが、この表は、先ほどご説明しました全国の状況の内訳といたしまして、それぞれの職ごとに整理をしたものでございます。昨年の審議会以降に改正のあった団体に網掛けで色をつけておりまして、東京、大阪、鳥取、島根の4団体に加えまして、鹿児島にも網掛けをしておりますが、鹿児島県は平成23年8月に知事、副知事の給料月額を改定しまして、その後、平成24年4月に議員報酬の額を改定しましたので、その部分にのみ網掛けをしております。これらの団体を含めて、平成16年以降は全て減額の改定となっているものでございます。なお、一番下の沖縄県のところをご覧くださいと、2段書きで記載しておりまして、下段に( )書きで記載しております内容が、平成25年4月1日に適用するというものでございます。

全体としましては、ほとんどの団体が昨年からの変動がないという状況でございます。

続いて、8ページをご覧ください。「給料、報酬額(本則額)」という資料でございます。

本則額といいますのは、条例で定められた本来の額、すなわちこの審議会でご審議をいただく額のことです。現在、多くの都道府県におきましては、財政上の理由などによって、一定期間、報酬等の額を減額するといった特例措置が講じられておりますが、そうした独自に減額をした額と区別するため、条例で定められた額を本則額として記載しているものでございます。左側の表が、職ごとに現行の月額と全国順位をまとめたものでございます。高知県の欄をご覧くださいと、知事は41位、副知事は43位、議長は45位、副議長は38位、議員は38位となっております。順位については、昨年度から変わりはありません。

また、右側の表は、知事、副知事について、給料に地域手当というものを加えた支給月額と全国順位をまとめたものでございます。地域手当と申しますのは、一般職の職員の給与について、地域の民間の賃金水準を反映させるために、全国共通に適用される給料表について引き下げを行った後、民間の賃金が高い地域には3%から18%までの地域手当が支給されているものでございます。都道府県によりましては、この地域手当を、知事、副知事にも支給している団体がございますが、高知県内には、地域手当が支給される地域はございません。

続きまして10ページをご覧ください。

10ページは、議長、副議長、議員につきまして、全国順位で並び替えをしたものでございます。

右側の11ページをご覧くださいと、これは減額後の資料でございます。

先ほど申しましたように、現在、多くの都道府県におきましては、本来の額を独自に減額するといった措置が講じられておりまして、この表は、減額後の支給月額と全国順位をまとめたものでございます。本県では、知事が20%、副知事が7%、本来の給料月額から減額をしております。また、議員につきましても、議長が3万円、副議長が2万円、議員が1万円の減額を行っており、減額後の順位については記載のとおりでございます。

続いて12ページをお願いします。

知事の年間給与の資料でございます。知事につきまして、給料に地域手当、期末手当を加えた年収ベースの金額と、その全国順位をまとめたものでございます。高知県の欄をご覧くださいと、年収が1,977万円、40位でございますが、減額後の年収ですと、1,684万2千円となっております、32位となっております。

13ページ以降は、知事の資料と同様に、副知事、議長、副議長、議員の年収の資料を掲載しております。

17 ページをご覧ください。

こちらの資料は、「特別職と一般職の報酬等の改定状況」でございまして、上の（１）の表は、特別職の改定率の推移を整理しております。下の（２）の表は、一般職の改定率の推移をまとめたものでございます。（２）の表の改定率のところ、例えば、昭和 63 年度のところに 2.33%、平成元年度に 3.10%とあり、その下に 5.50%とありますのは、これは昭和 63 年度と平成元年度の改定率を掛け合わせまして、その 2 年分という整理でございまして、なぜこうしているかと言いますと、上の（１）の表と（２）の表とを比較できるようにしてございまして、例えば、元年のところをご覧くださいますと、上段の（１）の平成元年の表の下の平均改定率というところに 6.96%とありまして、下段の（２）の表の、先ほど申しました 5.50%、これがそれぞれ同じ期間として対応するものとして比較するように整理をした資料でございまして、

こういった推移がございまして、今回は、（２）の下の表の一番右端、平成 24 年度のみが対象となりますが、今年度については、一般職の月例給について、人事委員会の勧告では、民間との較差が極めて小さく改定を行わないことが適当との報告がございましたので、据え置きとなっております。このため、今年度は改定がなく、改定率を 0%と記載しております。昨年、特別職の報酬等を据え置きました状況からは、一般職では変化がないという状況でございまして、

次に、18 ページをご覧ください。

議員報酬の審議の参考にしていただくために、県議会議員の役割や活動等についてご説明をさせていただきます。

議員定数は、条例で 39 人となっております。高知市ほか 15 の選挙区から選出されております。

議員の役割としては、地域の問題について、住民に代わって議論し、物事を決定することとございまして、具体的に 2 つ書いてございまして、①としまして執行機関を住民の立場から評価監視すること、いわゆる監視機能でございまして、②としては、住民のための各種サービスにつきまして具体的な提案をすること、いわゆる政策立案機能でございまして、②の政策立案につきましてご説明しますと、議員自らが、政策的な条例議案や政策について提案を行います。本県の議会では、近年、議員による政策的な条例議案が多数提出されてございまして、11 件が成立してございまして、これは全国的にもトップグループに位置しているとお聞きしてございまして、

次に、3 の調査研究活動でございまして、地方分権が進められる中で、議会の果たすべき役割は一層重要となっており、議員は、このような役割を果たすため、日ごろから調査研究活動を行い、いろいろな情報を収集し、議会審議に活用してございまして、

次に、19 ページをご覧くださいまして、議員の議会活動等の状況でございまして、

議会の公式日程としましては、年に 4 回の定例会の他、必要がある場合に開催されます臨時会がございまして、また、議会の閉会中であっても随時委員会が開催されてございまして、（１）の議長、副議長の欄にありますとおり、定例会、臨時会の開催日数は、平成 23 年は土日祝日を除いて 58 日となっております。内訳としては、その下の（２）の表にありますとおり、本会議が 24 日、議案精査日が 11 日、議事整理日が 4 日、予算委員会が 3 日、各常任委員会が 16 日となっております。さらに、議会運営委員会、特別委員会が開催されてございまして、その活動状況はご覧のとおりでございまして、

議会の公式日程以外の閉会中におきましては、会派や各常任委員会の任意の活動としまして、外部講師を招いた勉強会などが随時開催されてございまして、19 ページの中ほどに、公式用務のない日の状況について記載してございまして、平成 23 年に公式用務のない日で、土日祝日を除いた日数は 119 日ありました。この間の議員の登庁状況は、1 日平均で約 15 人、約半数の議員の方が登庁しておられまして、県政の課題等について調査を行い、執行部との協議、意見聴取、県民との対話などの活動を行ってございまして、

なお、各議員は、地域におきましても、住民との対話や県政課題についての情報収集などの活動も行っており、地方公務員法では議員は非常勤の特別職という位置づけではございまして、実態は、ご説明しましたとおり常勤化の傾向にあると考えてございまして、

次に、議長の活動状況についてご説明いたします。18 ページに戻っていただきまして、（１）の議長、副議長の欄をご覧くださいまして、議員としての活動のほか議長としまして、決裁用務ですとか、陳情や要請を受ける用務や会議出席等の用務も数多く、出務状況は、ほぼご覧のとおり常勤に近い状況となっております。

私からの説明は以上でございまして、

(職員厚生課長)

職員厚生課でございます。よろしくお願いいいたします。私からは、知事、副知事の退職手当につきましてご説明させていただきます。

資料は20ページをお願いいたします。

知事と副知事の退職手当につきましては、「知事及び副知事の退職手当に関する条例」に基づきまして支給しておりますので、まず、条例の概要をご説明させていただきます。

第2条でございますが、退職手当は知事等が退職した場合に、任期毎に支給することとされております。第3条では、退職手当の額を定めております。退職手当の額は、退職の日における給料月額に在職期間の月数を乗じて得た額に、知事が100分の60、副知事が100分の43を乗じた額となります。

続きまして22ページをお願いいたします。

「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の概要」でございます。これは、12月議会で条例改正が行われました一般職の「職員の退職手当に関する条例」の一部改正の概要について記載をしております。一般職の退職手当につきましては、国家公務員退職手当法の改正に準じまして、県職員の退職手当の支給水準を段階的に引き下げることとなりました。今回、特別職の退職手当のご検討をいただくにあたりまして、「職員の退職手当に関する条例」の一部改正について、ご説明をさせていただきたいと存じます。

まず、2の国の改正のところでございますが、国家公務員の退職手当につきましては、人事院から、平成24年3月に行った民間の企業年金及び退職金の調査結果から、年金と退職一時金を合わせました退職給付額で、国家公務員が400万円あまり民間を上回っているということで、官民均衡の観点から民間との較差を埋める措置が必要であるとの見解が示されました。国では、この調査結果及び見解と、「共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議」におきまして、「官民較差の調整は、当面の退職者についてはその額を一時金である退職手当の支給水準を引き下げることが適当である。」、また、「官民較差を調整するための法的措置を速やかに講ずる必要がある。」という報告がされまして、これを踏まえまして、退職手当の支給水準を引き下げのための法改正が行われました。これによりまして、退職手当の支給水準が、平成25年1月1日から平成26年7月1日までの間に、段階的にマイナス14.9%まで引き下げられるということになりました。

次に、県の改正でございますが、3番目のところでございます。まず、一般職の退職手当の算定方式は、知事等の算定方法とは異なりまして、基本的には枠の中に書いてありますように、給料月額に支給率を乗じた「基本額」というものに、在職期間中の給料表の級の区分に応じた調整額というものを加算するという仕組みでございます。この調整率につきまして、下の表にありますように現行の100分の104を平成25年3月1日から段階的に引き下げまして、平成27年1月1日以降は100分の87にするものでございます。これによりまして、現行で調整率が適用される場合と適用されない場合がありますけれども、調整率が適用される場合は16.3%、適用されない場合は13%退職手当の支給水準を引き下げるといったものがございます。

次に23ページをお願いいたします。

知事と副知事の退職手当につきまして、全国の状況の概要をご説明させていただきます。

まず、1の支給割合でございます。全国の知事の状況につきましては、100分の80から100分の20までとなっております。100分の70、100分の65、100分の60の団体が多くとなっております。この3つで、47都道府県のうち34団体、率にしまして72.3%を占めております。高知県は、網掛けをしております100分の60で、低い方から9番目ということになります。副知事の状況につきましては、その下の表でございますが、全国では100分の60から100分の20までの支給割合となっております。100分の50と100分の45の団体が多くございまして、あわせまして30団体、63.8%となっております。高知県につきましては、同じく網掛けをしております100分の43となっております。低い方から10番目ということでございます。

次に、2番の前回審議会開催時との比較でございます。

前回の審議会は昨年開催いたしました。それ以降に5都府県が退職手当の減額を行っております。知事の場合、支給割合は、全国平均が100分の62、高知県が100分の60となっております。退職手当額は、全国平均が3,879万9千円、高知県が3,513万6千円で47都道府県中第40位となっております。前回は、42番目でございます。副知事の場合は、支給割合は、100分の43で全国平均の100分の45より下位となっております。退職手当額は、全国平均が2,217万4千円のところ、高知県は、1,940万2千円で、47都道府県中第42位となっております。

ます。前回は、44 番目でございました。

続きまして、下の 3 の全国の主な改正状況でございます。

(1) の退職手当の支給割合の引き下げを行いましたのは、大阪府と大分県の 2 府県でございます。知事につきましては大分県、副知事については 2 府県とも高知県より高い水準でございましたが、引き下げの結果、知事、副知事いずれも高知県を下回る結果となっております。

次の 24 ページをお願いいたします。

(2) の支給割合を引き下げた結果での退職手当の額、それから 47 都道府県中の順位でございます。知事につきましては、大阪府が全国第 11 位から最下位ということになりました。大分県は 27 位から 41 位となりました。この結果、高知県は 42 位から 40 位ということになってございます。副知事につきましても、大阪府が 9 位から最下位、大分県が 31 位から 44 位となりました。この結果、高知県は 44 番目から 42 番目となっております。

(3) 1 任期における在職月数でございますが、これはいずれの都道府県も 48 月ということになっております。

(4) の退職手当の支給時期も全ての都道府県が任期毎に支給するというようにしてございまして、前回から変更はございません。

(5) に参考までに、特例により退職手当の減額を行っている状況を記載しております。

25 ページをお願いいたします。

先ほどご説明をさせていただきました、退職手当の支給割合等の全国の状況を都道府県別にまとめております。高知県のところを網掛けしておりますけれども、その上の四国の状況を少しご覧いただきますと、支給割合のところでは他の 3 県と比較しますと、知事が愛媛県、香川県、高知県の 3 県が 100 分の 60、徳島県が 100 分の 50 となっております。副知事では、愛媛県、香川県が 100 分の 45、高知県が 100 分の 43、徳島県が 100 分の 40 となっております。

次に 26 ページをお願いいたします。

退職手当と 1 任期中の給料、期末手当の総額、また、1 任期中の総支給額を整理しております。退職手当額につきましては、高知県の知事が全国第 40 位、副知事が第 42 位、1 任期中の給料と期末手当の総額は、知事が第 40 位、副知事も第 40 位でございます。1 任期中における総支給額が、知事が第 43 位、副知事が第 44 位という状況でございます。

次のページは、特例措置による退職手当等の全国の状況を一覧にして、参考におつけさせていただきます。

資料の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(野村会長)

ただ今、説明をいただきましたが、質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

説明を聞かれての感想、そういったことでもよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。特に 23 ページの上の表あたりを見られてどう思うか。

(総務部長)

退職手当につきましては、国家公務員の方で官民較差を是正するというので、昨年 8 月の段階で引き下げという方向は閣議決定しましたが、実際に法律の形で通ったのが 11 月でございました。それを地方公務員だとどうするかという議論は、それから後にスタートした都道府県もございまして、本県におきましても、法律の 11 月の成立を受けて議論を始め、12 月議会で年末ギリギリになって条例の可決をいただいています。本県の場合は 12 月議会の日程を遅目にとってありましたけれども、他県では議会日程が早く、11 月末から始まっているような団体では議会までの期間が短かったということで、他県の一般職の条例改正についてはまだ進んでおらず、47 都道府県のうち終わったところは 3 分の 1 もない状況です。特別職も一般職の状況と連動していろいろ議論されると思いますので、特別職の退職手当については、今般の国家公務員の退職手当の引き下げ、それを受けての一般職の引き下げをまだ反映したものにはなっていない状況かと思えます。これから、各県とも 3 月議会に向けて議論が進んでいくのかなと考えています。そういう意味では、引き続き情報収集に努めたいと考えております。おそらく、一般職の引き下げを特別職に反映させるような動きが一般的ではないかと考えています。資料の全国の改

正状況の中で、大阪は選挙にあたっての公約等がありまして極端な数字になっており、これは特異な例かと思っています。そういう意味では、全国の状況がうまく資料に反映できていないので申し訳なく考えております。

(野村会長)

資料に記載してありますように、国家公務員退職手当法の改正に準じて、県職員の退職手当の支給水準を段階的に引き下げるよう条例改正された。そういった背景の中で、特別職についてどのように考えるのかというところがスタートだと思いますが、その辺についてのご意見等はございませんでしょうか。

(筒井委員)

一般職の方は、先ほど総務部長からのご説明では、次の3月の県議会にかかるというお話ですけれども、一般職が改正をした場合に、引き下げる幅のこともあります。特別職が全然一般職とは違うというわけにはいかないんじゃないかなど。準じるかどうかというパーセンテージを出すのか、ちょっと不透明な部分も今のところありますけど、そのあたりがちょっと見えてきたかなど。

(総務部長)

本県の一般職については12月議会、年末の12月27日に県議会で議決をいただきまして、施行は3月1日になっておりますが、現行の100分の104を平成27年1月1日以降は100分の87として、国に準じた引き下げを行うこととしております。

(野村会長)

筒井委員のご意見の主旨は、一般職が引き下げられた中で特別職がそのままというのはいかがなものか、そういう趣旨でございますね。

(筒井委員)

そういうことです。国家公務員の退職手当は、私もどれぐらい減額になるというのは何となくわかります。そういうことから、今、総務部長からのご説明もありまして、資料の22ページの県の改正の部分が決定ということですので、それを1つの根拠、1つの参考として、現行のままいくのか、それともややパーセンテージを下げるのかということになるのかなどと思います。

(宮脇委員)

以前の会で感じたのは、知事の働き方というか、そういうものを評価して下げずに現行でいきましょうということだったと思うのですが、今回はやはり国から引き下げていこうということになっているのでしたら、準じていくべきではないかと思います。

(筒井委員)

段階的ですけども、結構下げ幅がものすごく大きいので、今まで退職手当などで協議してきたものとは少し考え方を、別の見方もしながら決めていかないといけないのではないかなど、今のところ思います。

(野村会長)

おっしゃるように、最終的に引き下げるということになれば、そういった具体的な数字のことも出てこようかと思いますが、今日のところはどのような方向性を持つのか、そういったことを先にご議論いただいてと思いますが、どうぞごめいしょうか。

(小川委員)

一般的な経済のこととか、いろいろな状況、また、私ども春闘をやってますけれども、なかなか賃上げも、そ

れから賞与も対前年でいうと減ってきたという経緯がございますので、一般的にはやはりこの国の方針に基づいて、若干下げていかないといけないという意見はあるんじゃないかなと思っております。ただ、その辺の幅の問題があると思います。やはり知事も一生懸命頑張っていたいただいており、特別職ということになりますと企業の役員と一緒にございますし、4年任期ということでもあり、これを一般の職員と比べていくことはまた少し違った問題がありますので、その辺のことはやはり勘案していかないといけないんじゃないかなとも思います。

(土ヶ内委員)

昨日か一昨日の新聞に、議員、公務員の給料を引き下げる傾向になっているけれども、それは少し考えた方がいいんじゃないかというような記事が載っていました。それで、私も初めてここへ出させていただいたのですが、私は観光業界にいるものですから、今までの県庁の皆様方の頑張りようを体に直に感じているんです。観光議員連盟の先生方も大変頑張ってくださいまして、「功名が辻」の翌年が落ち込んじゃいけないということで考えてくださった「花・人・土佐であい博」からはじまり、降ってわいたような「龍馬伝」があり、その後の高知県の観光客も、本当に皆様方のご努力で落ち込むこともなく、「リョーマの休日」へ続いてきています。身にしみて官、特に知事さんの指導の下での県庁職員の方々の頑張りのお陰と思っております。給料云々というのは、社会情勢に準じて皆様方が思ってらっしゃるようなことになっていくんだと思いますが、今後も私たちが住んで幸せだと思えるような高知県になるように、さらに知恵を絞って私たちを引っ張って行っていただけるならば、現状維持でもよろしいのではないかと思います。

(間嶋委員)

私はやはり官民較差ということがあるわけですし、一定の基準は国が見解を出しているもので、その方向でやっていかざるを得ないのかなと思います。成長がうまくいけばまたアップもあるということはもちろんですけど、やはり官民較差ということを考えて時に、公務員バッシングも含めて出てきたりしますので、私は妥当なところを比較してどうしていくかということにしておかないと、バランスがうまくいかないのかなと思います。

(野村会長)

ありがとうございます。一応、皆様方にご意見等を伺わせていただきました。現行でもいいのではないかとこのご意見もいただいたんですけども、その他の委員さんにつきましては、官民較差の問題、一般職の引き下げの問題等から特別職もそれに準じてというご意見だったと思います。

(行政管理課長)

そういったご意見でございましたので、2回目に事務局案をご用意させていただきたいと思うのですが、引き下げの率ですけれども、一般職の場合は国が14.9%で、これまで決まっている県も率については横並びです。おそらく、今後の県もそうだと思うのですが、小川委員さんのご意見もございましたし、土ヶ内委員さんの現状でもといったご意見もある中で、いくつか事務局案を検討するうえで、その幅についてのご意見がありましたら、お伺いできたらと思います。

(間嶋委員)

前回、100分の110から100分の104にしたんですね。その時の経済状況というか、官民較差があまりなかったから、下げ幅は少ないのかなということと、100分の104になって、他県より上になっているというようなことはないか、どういう経過で100分の104になったのかなということを教えてほしい。

(行政管理課長)

一般職の調整率が、前回は100分の110から100分の104に下がりました。その下がり幅は、他県も同様でございます。少し遡って、一番高い時は100分の120であった時期もございまして、それが100分の110に下がり、その次に100分の104に下がり、今回、100分の104から100分の87までと、少し大きな下がり幅になっております。一般職は経過措置ということで3段階にはなっております。いずれも調査結果に基づく官民較差、社会経

済状況に合わせての調整率ということでございます。

(野村会長)

2回目の審議会までに、他県の進展も。

(行政管理課長)

いくつか出てくると思います。

(野村会長)

それも検討の材料になるのではないかと思います。

(行政管理課長)

それでは、その資料も用意をさせていただいた上でご審議をお願いしたいと思います。

(野村会長)

それでは、審議の方はそういったことで、次回、事務局から資料を出していただいて、それをもって答申ができるように進めていきたいと思いますが、各委員さん、それでよろしゅうございますか。

(各委員)

異義なし。

(野村会長)

それでは、そのようにさせていただきます。それでは、事務局案を次回にはご用意をお願いいたします。

最後に検討事項でございますが、教育長の退職手当についてということで、事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

(職員厚生課長)

教育長の退職手当に関しましては、この審議会の諮問事項とはなっておりませんが、算定方式の見直しということを検討しております。今回、委員の皆様にご意見をいただくために検討事項ということで議題に加えていただいております。

教育長の勤務条件、給与につきましては、一般職員とは別個に定められておまして、ただ、退職手当だけは一般職員と同じ扱いになっております。教育長は一般職員とは異なる重い職責を担っておりますので、知事、副知事に準じた方式にするということについて、委員の皆様にご意見をいただきました上で、その見直しについて検討したいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、資料が別途の資料になっておまして、お手元の縦長の資料の1ページからお願いいたします。1ページでは、教育長の地位や職務などにつきましてまとめておりますのでご説明をさせていただきます。

1つ目は、教育長の地位でございます。教育長は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」で、「教育委員会に教育長を置く」と定められておまして、必置の職でございます。また、教育長は議会の同意を得て地方公共団体の長が任命しました教育委員会の委員のうちから教育委員会によって任命されるということになっております。したがって、教育長は一般職と特別職の2つの性格を持っているということが言えます。資料に「地方分権一括法による改正」というタイトルの図をつけております。教育長の地位はこの法改正以前は、議会の同意を得て首長が任命した教育委員で構成します教育委員会によって任命をされておりました。これが、平成12年度以降は、教育委員会が任命するという点は同じでございますが、教育委員のうちから任命される制度となりまして、この時点から教育長が特別職の身分を併せ持つということに変わっております。

2つ目の教育長の職務でございます。主なものを2つ記載しております。教育長は、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどるとされています。また、教育長は、教育委員会の権

限に属する事務について、高知県教育委員会事務委任規則の規定に基づきまして、広範な事務の委任を受けております。このほか、教育長は、事務局職員の任命に関しまして、教育委員会に対する推薦権を持ちますとか、事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する権限と責任を持っております。したがって、教育委員会の職務権限として具体的に列挙されている事項は、すべて教育長を通じて行われるということになっておりまして、教育長は、教育委員会が大局的に樹立しました基本方針を、教育行政の専門家として具体的に執行していく役割を担っていると言えます。

3つ目が、教育長の給与、勤務条件でございます。これまで説明させていただきました教育長の地位や職務からいたしまして、教育長は、教育委員の資格として「人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見がある」とございますが、このこと以外に、教育行政の専門家として職務を遂行するために、行政事務の処理に理解と経験を有する者であることが必要だということになります。その人選に際しては、適切を期し、広く人材を求めることが必要になってまいります。そのため、教育長は一般職ではありますが、給与、勤務時間その他の勤務条件については、他の一般職とは別個に、地方公共団体の条例で定めるところになっております。本県におきましても、他の一般職とは別個の条例で規定をされているところがございます。なお、給与につきましては、知事、副知事と同じ特別職の規定が適用されております。ただ、退職手当だけは、他の一般職と同じ条例で規定され、算定なども一般職と同様ということになっております。

2ページをお願いいたします。

1番目に教育委員会の職務権限ということで、教育委員会の組織運営に関します法律で定められています権限を書いております。教育委員会の業務の内容ということになります。2番目の教育長の地位から3ページまでは、先ほどご説明しました内容をもう少し詳しく説明したものを参考につけさせていただいております。4ページと5ページはそれに関係します法律、条例などの抜粋をつけさせていただいております。

続きまして、6ページの方をお願いします。

教育長の退職手当の算定方法につきまして、全国の状況をお示ししております。

1番目の算定方法でございますが、算定方法は2つに大別されます。まず「給料月額×在職月数×支給割合」という、知事、副知事の算定方式と同じ算定方式ですが、この方式をとっています都道府県が35団体でございます。そして、本県のように一般職の例によるということが12団体ございます。2番目は、上の35団体の支給割合でございますが、100分の30ということが18団体と半数以上を占めております。

7ページには、算定方式の都道府県別の内容をお示しさせていただいております。このように、「給料月額×在職月数×支給割合」の算定方式の団体が多くなっております。本県は、教育長が特別職の身分を併せ持つようになりました平成12年の法改正以降も一般職の例によるということとしておりましたが、教育長の円滑な人材確保といった観点からも、教育長の身分や職務にふさわしい退職手当のあり方として、多くの団体が採用していません「給料月額×在職月数×支給割合」の算定方式への見直しというのを検討していきたいと考えております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

(野村会長)

ありがとうございました。ただ今、説明をいただきましたが、何かご質問等ございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

給料月額等につきましては、特別職と同じ別途の条例。

(職員厚生課長)

はい、別途の条例で定めております。

(野村会長)

そういった中で退職手当は一般職と同じ。

(職員厚生課長)

一般職と同じ算定方式を用いています。

(野村会長)

その辺がどうかということだと思います。審議事項ではございませんので、ご意見がございましたら、どうぞご発言をお願いしたいと思います。

(職員厚生課長)

いろいろな説明をさせていただきましたので、分かりにくかった点もあるかもわかりませんが、現状でいきますと、例えば、教育長が1期やって退職される場合と2期続けてやって退職される場合を比較した時に、県職員になったという前提で申し上げますと、県の一般職は35年勤続以上になりますと支給月数が頭打ちになりますので、教育長の給料が同じとすれば、1期で退職する場合と2期で退職する場合とで全く退職金の額が同じということになり、任期中の勤務に対する報償という意味合いでいくと、1期やっても2期やっても一緒という現状でございます。

(野村会長)

全国状況を見ても35対12でございますが、そういったことも参考にされる中で、ご意見はどうでしょうか。

(間嶋委員)

全国状況の関係もありますし、例えば、他県で高知県と同じような規模のところを見ても、「給料月額×在職月数×支給割合」に変わっているの、そちらに移行していった方がいいのではないかなと思います。

(小川委員)

奈良県も平成25年4月1日から100分の30に改正するようになっておりますけど、やはり、こういう形できちっとある程度の改正をしていただいて、教育長としての職務を、やはり特別職に準じるということだと思いますので、きちっとした退職手当をお支払いできるようにして、本県の教育事情も見えていい人になっていただけるのが望ましいんじゃないかなと思います。できるだけいい人材を確保できるような形にしていればありがたいなと思います。

(筒井委員)

私も間嶋委員と同意見です。

(宮脇委員)

私もそうです。説明を聞くと、ここだけなぜ一般職なのか、今までそういうところに着眼しなかったのはどうしてだろうと思います。

(土ヶ内委員)

本県の教育レベルが余り高くはないというところで、ご説明にあったように大変な職務でございますので、やはり高知県を良くしていただきたいという思いで、いい人材を確保できるような方向にいった方がいいと思います。

(野村会長)

ありがとうございます。皆さんからご意見を伺いましたが、この件につきましては同じご意見だと思います。その他、補足的に、全般を通じまして何かございましたら。

(筒井委員)

日本全体ですけど、特に高知は閉塞感がすごく、私もいろんな人に意見を聞いてみただけですけど、やはり

すごく閉塞感が漂っていて、もうちょっと何とかなるんじゃないかと。だから、特別職の人たちの報酬などをぐっと引き下げてどうするか、知事になる人がいなくなったらどうするかとか、やはりそういう意見が結構ありましたので、そのあたりをパーセンテージなどを具体的に決める時に、例えば、気持ち下げらせてもらうようになるのか、それとも、やはり全国の下げ幅を見ながら高知としてはギリギリのところまでこれぐらいというふうにするのか。それが次回の審議するところになるのかなと。

(野村会長)

そうですね。他県の例を見て相対的に判断するのか、そういった思いを勘案して決めていくのか、その辺は、次回、皆さん方のご意見も頂戴しながら、決めていけたらいいかなと思います。特に高知県の場合は、いろんな意味で課題がございますので、気持ちとしては理解のできることだと思います。

事務局の方で何かございましたら。

(行政管理課長)

また、次回までの間でも結構です。何か補足的に、追加のご意見等ございましたら、承りたいと思います。

(間嶋委員)

先ほどの話からしたら、指標というか、何を基準にしてやるかということが一番難しくなるとは思いますけれど、例えば、高知県が他県と横並びにしないような話をするのであれば、ある程度どこかで指標を決めて、何年かしてそこがどうなのかこうなのかみたいなことをしていけば、少し頑張り具合というのにも出てくるのかなと思います。ただ、すごくその基準決めるのは難しいことになるのかなと思いますけれど、そういうようなことができれば、面白いこともできるんじゃないかなと、意見をお聞きしてそんなことも思いました。

(野村会長)

ありがとうございました。そういったことも含めまして、また事務局案をよろしくお願いします。

それでは、質疑、検討はこれにて終了いたします。次回には、冒頭に申しあげましたように、改正案につきまして検討できるようにしたいと思います。次回の日程につきましては、事務局の方で調整いただいているようですので、お願いいたします。

(行政管理課長)

次回は、2月7日木曜日の午後1時30分から、場所はこの会議室ということでお願いしたいと思っております。

(野村会長)

それでは、次回は2月7日木曜日の午後1時30分から、この場所で行いたいと思います。先ほども申しあげましたように、次回には結論が出せるようにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日の会議はこれで終わりたいと思います。

長時間にわたりましてありがとうございました。